

1. 法改正等を踏まえた今後の対応について

①暗号資産デリバティブ取引に係る自主規制団体

- 貴協会においては、暗号資産取引に加え、暗号資産デリバティブ取引も実施している会員も多く所属していることから、暗号資産デリバティブ取引に係る金融商品取引法上の認定協会も担うことを検討していると承知。
- 認定協会の申請を行うに当たっては、必要な人員・費用等について確保するとともに、
 - ・ 法施行後、速やかに自主規制機能を発揮できるよう、暗号資産デリバティブ取引に係る自主規制規則を整備するとともに、
 - ・ 利用者保護の観点から、外務員の資質を確保する施策や、利用者からの相談・苦情を受け付ける体制の整備などについても留意の上、準備を進めていただきたい。

②登録審査における連携強化

- 現在、当局の登録審査においては、会員の取扱暗号資産について、貴協会が自主規制規則に照らして、AML/CFT・システム等に関して問題ないか審査した結果を共有いただくなど連携しているところ。
- そうした中、今般の改正法では、協会に加入せずに、協会規則に準じる社内規則を整備していない又は規則を遵守するための体制を整備していない事業者については、登録を拒否するという要件を新たに追加するなど、登録業者に対して、これまで以上に自主規制規則の遵守を求めているところ。
- ついては、登録審査における貴協会との連携について、これまでの取扱暗号資産に加え、自主規制規則全般の対応状況まで拡大させることで、自主規制規則の遵守状況を確保するとともに、登録審査の効率化にもつなげていきたいと考えており、ご協力いただきたい。

2. ブロックチェーン等を含む金融イノベーションについて

【分散型金融システムのガバナンスに係るフォーラムの開催】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、本年3月9、10日に予定していた「Blockchain Global Governance Conference (BG2C)」および「FIN/SUM Blockchain and Business (FIN/SUM BB)」を4月21、22日に延期した。
- なお、一部のガバナンスに関するセッションについては、3月10日にBG2C 特別オンラインパネル討論として開催。本オンラインパネルにおいて、米ジョージタウン大の松尾真一郎研究教授より、ブロックチェーンに関する新しい国際的なネットワークである「Blockchain Governance Initiative Network (BGIN : ビギン)」の設立が発表された。
- BGIN は、ステークホルダー間の共通理解の醸成や直面する課題解決に向け、オープンかつ中立的な議論を通じて、新たなグローバルな協力を構築していく取組みであり、昨年のG20 首脳宣言の内容とも整合的なものである。金融庁は、「ブロックチェーンラウンドテーブル」等を通じて、様々なステークホルダーとの対話や協働を行ってきた経験を活かし、ステークホルダーの一員として、本活動に貢献していきたい。
- また、こうした活動を通じて提起された国際的な課題について、日本としても、これまでの経験を活かした質の高いインプットが重要となる。日本におけるステークホルダーの一員である、貴協会員からも、積極的な貢献を前提にBGIN への参加も検討していただきたい。

3. 各会員の課題について

- ① 法改正等を踏まえた体制整備について
- 今回の改正法では、利用者保護措置（利用者預託金の信託義務化、履行保証暗号資産の保持の義務化、広告・勧誘規制等）や、暗号資産を用いた不公正な行為への対応（不公正取引の防止体制の構築）等、

新たに、多くの対応を求めているところ。

- 法施行が近づく中、各事業者の経営陣においては、主体的にリーダーシップを発揮し、必要なリソースを確保する等して、必要な各種態勢の整備を進めていただきたい。
- ② 第1種金融商品取引業（暗号資産デリバティブ業）の登録について
 - 現在、暗号資産デリバティブ取引を取扱っている各事業者のうち、法施行後も、引き続き、当該サービスを提供する事業者においては、現在、第1種金融商品取引業の登録に向けて、準備を進めていると承知。
 - そうした中、仮に、法施行日に登録できずに、みなし業者となった場合、施行日以降、暗号資産デリバティブ取引に係る新規口座開設や（デリバティブ取引の原資産である）取扱暗号資産の追加等が制限されることから、各事業者においては、登録に向けた体制整備の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて、口座開設受付停止等について利用者に周知するなど、利用者保護の観点から、適切な対応を講じていただきたい。
 - また、第1種金融商品取引業者としての体制整備が間に合わず、みなし業者となることが見込まれている中、法施行日の直前にキャンペーン等を実施して、駆け込み的に口座数を増加させること等は、厳に慎んでいただきたい。

4. AML/CFTについて

- マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関し、平成29事務年度から開始した取引等実態報告については、毎年3月末時点の定量・定性情報を5月末までにご報告して頂くこととなっているところ、今事務年度においてもご対応いただきたい。

(※) 今般の新型コロナウイルス感染症の影響による金融機関等の報告の提出期限については、令和2年3月30日付で公表されてい

る当庁 HP 上の以下リンク先も参照のこと

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200330.html>

○ これまでも説明してきたところであるが、取引等実態報告の提出にあたっては、これを機会に、

① 自らの取引実態や態勢整備の状況、及び対策の有効性等を確認していただくとともに、

② 「継続的な顧客管理」や「取引モニタリング・フィルタリング」等の重要な項目については、再度、ガイドラインに基づいた自らの対応を検証して、

態勢の更なる高度化に努めていただきたい。

○ 一部の事業者においては、決算等のご多忙な時期となるが、ご協力をお願いしたい。

○ 暗号資産移転時における情報伝達手段に係る検討・実現に向けた取組みについて

- ・ 暗号資産交換業者に関する FATF 基準の改正を踏まえ、貴協会においても、実質的な検討を進めていただいているところと認識している。
- ・ 金融庁としては、貴協会および FATF・海外当局とも連携しつつ、業界における課題解決に向けた取組を積極的に後押しする考えであるところ、引き続き、業界においては、暗号資産における通知義務順守の実現およびグローバルなスタンダード設定の議論を本邦が主導するという観点で、貴協会の取組みを、一層加速していただきたい。

5. その他

① 新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限

○ 金融商品取引法に基づく開示書類について、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務（支）局長の承認により提出期限を延長することを

認める旨を周知するため、所管の財務（支）局に相談するよう金融庁ウェブサイトにおいて公表（2月10日）。

○ また、東京証券取引所とも連携し、取引所規則上の書類である「決算短信」について、決算が確定次第の開示が可能である旨を公表（2月10日）。

○ これらについて、所管の各財務（支）局、上場会社等に対し、周知徹底を図っている。

②日本公認会計士協会が監査上の留意事項について通知発出

○ 日本公認会計士協会が、新型コロナウイルス感染症に関連し、期末に行われる実地棚卸の立会いや残高確認などの監査手続の実施が困難になった場合にどのような代替的手続を採ることができるか等について、会員向け通知を発出（3月18日）。

（以 上）